

官報

号外

昭和二十六年十一月六日

○第十二回 衆議院會議録第十二号

昭和二十六年十一月六日(火曜日)

議事日程 第十一号

午後一時開議

第一 漁業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 日本政府在外事務所設置法の二部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 千九百二十年六月二十一日にパリで署名された国際冷凍協会のパリに創設することを目的とする国際條約を修正する條約の締結について承認を求めるの件

第四 連合国財産補償法案(内閣提出)

●本日の會議に付した事件

証券取引委員会委員長任命につき同意の件

日程第一 漁業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 日本政府在外事務所設置法の二部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 千九百二十年六月二十一日にパリで署名された国際冷

凍協會をパリに創設することを目的とする国際條約を修正する條約の締結について承認を求めるの件

日程第四 連合国財産補償法案(内閣提出)

午後二時四十七分開議

○副議長(岩本信行君) これより會議を開きます。

○副議長(岩本信行君) お諮りいたします。内閣から、証券取引委員会委員長に島居庄蔵君を任命するため本院の同意を得たいとの申出がありました。右申出の通り同意を與えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて同意を與えるに決しました。

第一 漁業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第一、漁業法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長は報告を求めます。水産委員会理事松田鐵藏君。

漁業法の一部を改正する法律案
漁業法の一部を改正する法律
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。
第六十六條の次に次の一條を加える。

(許可を受けない中型まき網漁業等の禁止)

第六十六條の二 中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業又は瀬戸内海機船底びき網漁業は、船舶ごとに都道府県知事の許可を受けなければ、営んではならない。

2 「中型まき網漁業」とは、総トン数五トン以上六十トン未満の船舶によりまき網を使用して行う漁業(第六十五條第一項の規定による省令に基いて主務大臣の許可を必要とする漁業を除く。)をいい、「小型機船底びき網漁業」とは、総トン数十五トン未満のスクリューを備える船舶により底びき網を使用して行う漁業をいい、「瀬戸内海機船底びき網漁業」とは、瀬戸内海(第九條第二項に規定する海面をいう。)において総トン数五トン以上のスクリューを備える船舶により船びき網を使用して行う漁業をいう。

3 主務大臣は、漁業調整のため必要があると認めるときは、都道府県別に第一項の許可をすることが出来る船舶の隻数、合計総トン数若しくは合計馬力数の最高限度を定め、又は海域を指定し、その海域につき同項の許可をすることが出来る船舶の総トン数若しくは馬力数の最高限度を定めることができる。

4 主務大臣は、前項の規定により最高限度を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

5 都道府県知事は、第三項の規定により定められた最高限度をこえる船舶については、第一項の許可をしてはならない。

第六百三十八條中第六号を第七号とし、第六号として次のように加える。

六 第六十六條の二第一項の規定に違反した者

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、各規定のうち中型まき網漁業に係る部分、小型機船底びき網漁業に係る部分及び瀬戸内海機船底びき網漁業に係る部分ごとに、政令で定める。

2 漁業法第六十五條第一項の規定による都道府県規則に基いて都道府県知事が総トン数五トン以上六十トン未満の船舶についてしたまき網漁業(同法第六十五條第一項の規定による省令に基いて主務大臣の許可を必要とする漁業を除く。)の許可であつて同法第六十六條の二の規定のうち中型まき網漁業に係る部分の施行の際現に効力を有するものは、その施行後一年間(その期間経過前に当該許可の

昭和二十六年十一月六日 衆議院會議録第十二号 漁業法の一部を改正する法律案

有効期間が満了するものにあつては、その満了の日まで）は、同條の規定に基いてしたものとみなす。

3 機船底曳網漁業取締規則（昭和九年農林省令第二十号）第二十六條ノ二の規定に基いて都道府県知事が總トン数十五トン未満のスクリーナーを備える船舶についてした機船底曳網漁業の許可であつて漁業法第六十六條ノ二の規定のうち小型機船底曳網漁業に係る部分の施行の際現に効力を有するものは、その施行後一年間（その期間経過前に当該許可の有効期間が満了するものにあつては、その満了の日まで）は、同條の規定に基いてしたものとみなす。

4 漁業法第六十六條ノ二の規定のうち小型機船底曳網漁業に係る部分の施行の際現に機船底曳網漁業取締規則第一條ノ二の規定による農林大臣の許可を受けている總トン数十五トン未満の船舶により営む機船底曳網漁業について、同法第六十六條ノ二の規定のうち小型機船底曳網漁業に係る部分の施行後一年間は、同條第一項の規定は、適用しない。

5 漁業法第六十五條第一項の規定による府県規則に基いて府県知事が瀬戸内海の一部を操業区域とする總トン数五十トン以上のスクリー

ナーを備える船舶についてした船びき網漁業の許可であつて同法第六十六條ノ二の規定のうち瀬戸内海機船底曳網漁業に係る部分の施行の際現に効力を有するものは、その施行後一年間（その期間経過前に当該許可の有効期間が満了するものにあつては、その満了の日まで）は、同條の規定に基いてしたものとみなす。

漁業法の一部を改正する法律案に対する修正案

漁業法の一部を改正する法律案に対する修正

漁業法の一部を改正する法律案の一部を修正する法律案の一部を次のように修正する。

第六十六條ノ二第四項中「中央漁業調整審議会」を「関係都道府県知事及び中央漁業調整審議会」に改める。

附則第三項を第四項とし以下順次一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 主務大臣が定める海域において、總トン数十五トン以上で主務大臣の定めるトン数に達しないスクリーナーを備える船舶により、底びき網を使用し、主務大臣の定める漁法によつて行う漁業は、昭和二十九年三月三十一日まで小型機船底びき網漁業とみなす。

漁業法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔松田鐵藏君登壇〕

○松田鐵藏君 ただいま上程されました漁業法の一部を改正する法律案につきまして、その要旨と、水産委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

この法律案は、さきの第十国会における漁業法等の一部改正案の内容の一部でありましたが、予算措置を欠く点で実行不可能であるとして、委員会において修正創案した問題であります。

まずその概要について申し上げます。漁業の民主化という見地から、許可漁業について再検討を加え、漁業制度改革を円滑に実施せんとするものであります。次に申し上げる三つの許可漁業についてその定義を明確にし、資源保護、その他漁業調整上、都道府県知事の許可することができ最高限度を農林大臣が定めることができるようし、漁船の数を抑制し、あるいは減船整理して、将来にわたつて沿岸漁業の発達を期せんとする次第であります。

次に、その具体的内容について申し上げます。第一点は、まき網漁業について現状を圧縮整理しようとする点であります。現在まき網漁業はすべて都道府県知事の許可になつておりますが、このたびの改正により、六十トン

以上の漁船を使用するものは農林大臣の許可にし、五十トン以上六十トン未満の漁船を使用するものを中型まき網漁業としてこの定義を明確にし、これについて、三陸あるいは日本海のごとく、農林大臣が指定する特殊海域で操業するものは農林大臣の許可漁業とし、その他については、農林大臣が各都道府県知事に定める最高限度のわ

く内知事知事が許可することにして、現在三千箇統にも達し、ますます増勢の傾向にある本漁業を極力圧縮整理して行こうというのであります。もちろん、この中型まき網漁業に相当するもので、本法施行の際現に効力を有するものについては、農林大臣の定める最高限度を越える場合においても、その許可の満了するまで、あるいは今後一箇年間は其の効力を認めるよう措置がとられてあります。

第二点は、小型機船底びき網漁業の整理であります。本漁業は、僅少の資本で経営ができる上に漁獲能率が高いので、沿岸至るところで操業され、戦時中あるいは終戦後の食糧不足、その他秩序の弛緩から急激に増加し、無許可操業が常態化し、その数既に三万五千に達し、その上遂次大型化した結果、資源の枯渇を招来し、沿岸漁業の秩序維持にゆゆしい事態を惹起している現況であります。従つて、急速に本漁業の秩序を回復するとともに、極端なる資源との不均衡を是正するため、

小型底びき網漁業は十五トン未満の漁船を使用するものに限定し、農林大臣が都道府県知事の許可を定め、あるいは瀬戸内海その他についてはその漁船の馬力数の最高限度を定める等、適正なる操業状態に減船整理して、この漁業の健全な発達と他の沿岸漁業との円滑なる調整を期せんとするものであります。この場合においても、中型まき網漁業と同様の経過措置をとつているのであります。

第三点は、瀬戸内海機船底びき網漁業の減船整理であります。この漁業はパツチ網漁業といわれている漁業であつて、主としていわし及びその稚魚を対象としているのでありますが、現状のまま放任すると、いわし資源の危機を招来するばかりでなく、内海における資源にまつた破壊的影響を與えるおそれがありますので、稚魚の育成場である瀬戸内海においては、五十トン以上の動力漁船で操業するものについては農林大臣が定めるわく以上の許可を認めないよう措置しようとするのであります。この場合にも前と同様の経過措置をとつております。

以上が本案の趣旨及び内容であります。去る十月二十日、水産委員会に付託となり、同月二十五日、農林大臣より提案理由の説明を聞き、引続き質疑に入り、その後二十七日、三十日と委員会を開き、種々熱心なる審議をいたしましたのであります。

その中で最も真剣に討議された点は、小型底びき網漁業の減船整理に関する点でありまして、特に瀬戸内海等、農林大臣の定める特殊海域における小型底びき網漁船の制限馬力数についてでありました。この制限馬力数については、極力十馬力程度の小馬力にするという基本的な考え方と、現実問題としての予算的措置その他実情との調整の点でありました。この点については、協力して早期に所期の目的が達せられるよう努力することとし、それまでの過渡的措置をとることに了解ができた次第であります。

このことに関連して、十一月一日の委員会において、川村委員より本案に対する修正案が提出され、その趣旨及び内容の説明があつたのであります。その内容について申し上げますと、まず第一は附則の修正であつて、原案により、総トン数十五トン以上は小型網船底びき網漁業でなくなり、本法施行と同時に、この種の船舶による底びき網漁業は操業できなくなるのであります。これが、実問題として、一時にかかる措置をとる場合には、漁業経営が破壊される、漁村経済の破綻を来すおそれがある、ので、昭和二十九年三月三十一日までの二箇年間は、総トン数十五トン以上で、農林大臣の定めるトン数に達しないものは小型網船底びき網漁業とみなすよう措置しようとする点であります。その第二は、これら三つの許可

漁業に対して、農林大臣が船舶の隻数あるいは馬力数等について最高限度を定めようとするときは、中央漁業審議会のみでなく、関係都道府県知事の意見を聞かなければならないことにした点であります。

次に討論に入り、自由党石原委員、民主党小松委員、共産党木村委員の各委員より、減船の対象として政府買上げされた漁船の価格に対しては非課税にすべきであり、またこれが漁民の失業対策についても急速になすべきである等の希望意見を付して賛成の旨を陳べられたのであります。

討論を終り、まず修正案について採決し、続いて修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもつて可決されたのであります。よつて本案は修正議決された次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

第二 日本政府在在外事務所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
第三 千九百二十年六月二十一日にパリで署名された国際冷凍協定をパリに創設することを目的とする国際条約を修正する條約の締結について承認を求めるの件

○副議長(岩本信行君) 日程第二、日本政府在在外事務所設置法の一部を改正する法律案、日程第三、千九百二十年六月二十一日にパリで署名された国際冷凍協定をパリに創設することを目的とする国際条約を修正する條約の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長守島伍郎君。

日本政府在在外事務所設置法の一部を改正する法律案
日本政府在在外事務所設置法の一部を改正する法律案

日本政府在在外事務所設置法の一部を改正する法律案
日本政府在在外事務所設置法(昭和二十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表を次のように改める。

名	称	位	置
在ワシントン	日本政府在在外事務所	アメリカ合衆国	ワシントン

在ニューヨーク	日本政府在在外事務所	アメリカ合衆国	ニューヨーク
在サンフランシスコ	日本政府在在外事務所	アメリカ合衆国	サンフランシスコ
在ホノルル	日本政府在在外事務所	アメリカ合衆国	ホノルル
在ロスアンゼルス	日本政府在在外事務所	アメリカ合衆国	ロスアンゼルス
在シアトル	日本政府在在外事務所	アメリカ合衆国	シアトル
在オタワ	日本政府在在外事務所	カナダ	オタワ
在メキシコ	日本政府在在外事務所	メキシコ	メキシコ
在リオデジャネイロ	日本政府在在外事務所	ブラジル	リオデジャネイロ
在サンパウロ	日本政府在在外事務所	ブラジル	サンパウロ
在モンテヴィデオ	日本政府在在外事務所	ウルグアイ	モンテヴィデオ
在リマ	日本政府在在外事務所	ペルー	リマ
在台北	日本政府在在外事務所	台湾	台北
在ニューデリー	日本政府在在外事務所	インド	ニューデリー
在カルカタ	日本政府在在外事務所	インド	カルカタ
在ボンベイ	日本政府在在外事務所	インド	ボンベイ
在カラチ	日本政府在在外事務所	パキスタン	カラチ
在シンコック	日本政府在在外事務所	タイ	シンコック
在ラングーン	日本政府在在外事務所	ビルマ	ラングーン
在ジャカルタ	日本政府在在外事務所	インドネシア	ジャカルタ
在スラバヤ	日本政府在在外事務所	インドネシア	スラバヤ
在ロンドン	日本政府在在外事務所	連合王国	ロンドン
在パリ	日本政府在在外事務所	フランス	パリ
在ボン	日本政府在在外事務所	ドイツ	ボン
在ローマ	日本政府在在外事務所	イタリア	ローマ
在ブラッセル	日本政府在在外事務所	ベルギー	ブラッセル
在ヘーグ	日本政府在在外事務所	オランダ	ヘーグ

昭和二十六年十一月六日 衆議院會議録第十二号 日本政府在在外事務所設置法の一部を改正する法律案外一件

在所	在ストックホルム日本政府在在外事務所	スウェーデン	ストックホルム
在ジュネーヴ日本政府在在外事務所	スイス	ジュネーヴ	
在マドリッド日本政府在在外事務所	スペイン	マドリッド	

同條に次の一項を加える。

3 大使館、公使館、総領事館又は領事館が設置されることによりその管轄区域内にある在外事務所を廃止する必要がある場合には、特別の事情があるときは、政令の定めるところにより、当該在外事務所を廃止することができ

第三條第一項第十五号を次のように改める。

十五 前各号に掲げるものの外、所在国において外務省の所掌事務を行うこと。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 日本政府在在外事務所増置令(昭和二十六年政令第三百九号)は、廃止する。

日本政府在在外事務所設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十六年十月三十日

衆議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 林義治殿

日本政府在在外事務所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

千九百二十年六月二十一日にパリで署名された国際冷凍協定をパリに創設することを目的とする国際條約を修正する條約の締結について承認を求めるの件

〔千九百二十年六月二十一日にパリで署名された国際冷凍協定をパリに創設することを目的とする国際條約を修正する條約は最終号の附録に掲載〕

千九百二十年六月二十一日にパリで署名された国際冷凍協定をパリに創設することを目的とする国際條約を修正する條約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔守島伍郎君登壇〕

○守島伍郎君 たいだいま議題と相なりました日本政府在在外事務所設置法の一部を改正する法律案に關し、本委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず政府が提出いたしました本法案の内容の概要について申し上げます。要点は次の三點となります。すなわち今次の改正は、さきに政令で設置いたしました台北、北四在外事務所と法律の中に規定すること、将来在外事務所を廃止する必要がある場合には、これを政令で廃止すること、將來在外事務所を拡大することの三點であります。

日本政府は、在外邦人の保護と、通商上の利益の増進をはかるために、在外事務所のいまだ設置されていない国にも設置できるよう関係諸国と交渉し、ておりましたところ、さきに台北、ポ

ン、ローマ、マドリッド及びジュネーヴの五箇所に在外事務所を設置いたしましたことについて関係諸国の承諾がございました。ところが、當時は国会閉会中でありましたが、一日も早く設置することが希望されましたので、日本政府在在外事務所設置法第二條第二項に基く政令によつてこれらを増置したというのであります。それで、これらの在外事務所をすでに設置されております他の在外事務所と同様、同法第二條第一項の表に追加するとともに、同表を整理するのが改正の第一点であります。

次に第二点といたしまして、政令によつて在外事務所を廃止することでもできるように、第二條第三項が新たに追加されたのであります。現在設置されております三十箇所に及ぶ在外事務所は、正常な外交関係の復活に伴い大使館、公使館、総領事館、領事館等が設置されるに従ひまして、近い将来において廃止すべき必要が生じて来るわけであり、かつその廃止が緊急を要します場合には、やむを得ず政令によつて廃止することが必要となりますので、これを可能とするために、すなわち將來大使館、公使館、総領事館または領事館が設置され、その管轄区域内にある在外事務所を廃止する必要がある場合には、これを政令で廃止することができ

第三の点は、在外事務所の権限の拡大についての規定であります。本年九月下旬、総司令部からの覚書によりまして、日本政府在在外事務所に対して從來課せられておりましたすべての制限を撤廃して、その権限について、日本政府が相手国ととりきめを締結することが許可せられたということであり、す。これによりまして、在外事務所は、相手国とのとりきめを締結しさえすれば、外国において外務省のあらゆる所掌事務を行うことができることになるわけであり、そこで第三点と

して、在外事務所の所掌事務を規定しております第三條を改め、その第十五号に、在外事務所は外国において外務省の所掌事務を行うことができるという規定が設けられたのであります。

なお附則におきましては、この法律の施行期日を定め、さらに今回の改正によりまして法律の中に追加されます五箇所の在外事務所を増しました日本政府在外事務所増置令廃止の規定があるのであります。

本委員会は、十月三十一日と十一月二日の委員会において慎重に審議いたしました。まず政府当局より本法案提出の理由の説明があり、続いて各委員との間に活発な質疑応答がありました。その詳細については、これを委員会會議録に譲ります。

質疑終了後、国民民主党並木芳雄委員の賛成討論の後採決、多数をもって原案の通り本法案を可決すべきものと決定いたしましたのであります。

次に、たいだいま議題となりました千九百二十年六月二十一日にパリで署名された国際冷凍協定をパリに創設することを目的とする国際條約を修正する條約案に關し、本委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず政府が本国会にその締結について承認を求めるために提出いたしました本條約案件の内容について、政府当局の説明に基いてその概要を申し上げます。

国際冷凍協会の下に創設すること
を目的とする国際協約という原協約
は、一九二〇年六月二十一日パリで署名され、わが国は一九二四年三月四日批准書を寄託して、同協約の締結国となつたのであります。ところが、一九三七年五月三十一日、国際冷凍協会の財政確保のため締結国の分担金額を増加することを主たる目的として、千九百二十年六月二十一日にパリで署名された国際冷凍協会の下に創設することとを目的とする国際協約を修正する條約が締結されたのであります。わが国はこの修正條約に署名いたしました。が、当時すでに悪化しつつありました国際情勢に影響されて批准を差控えていたうちに、歐洲大戦が勃発し、続いて太平洋戦争が起りましたために、遂に批准しないままに今日に至つておるものであります。

現在のわが国におきまして、冷凍業が産業の各分野にわたつて重要な役割を果しており、この方面の進歩発達のために、国際冷凍協会を通じて冷凍に関する諸国の科学上、技術上及び経済上の最新の知識を導入することは、きわめて有益であります。この意味からいたしまして、同協会との円滑な協力が学界からも業界からも切望されておるのであります。しかしながら、戦前・戦後を通じて貨幣価値の変動がはなはだしくつたために、原協約に基いてわが国が分担金を負担することはますます非合理となり、協会との協力にも困難を生じますので、修正條約を批准することが必要となつて参つたといふのであります。なお、本年八月二十九日から九月二十一日までロンドンで開催された国際冷凍会議には、わが国から代表が参加・出席いたしましたのであります。

本協約案件は十月二十六日に外務委員に付託されましたので、本委員会は、十月三十一日及び十一月二日の委員会において慎重に審議いたしました。まず政府当局より提案理由の説明があり、続いて各委員との間に活発な質疑応答がありました。その詳細な点は委員会議録に譲ります。

質疑応答を終了いたしました後、討論を省略いたし、採決いたしました。その結果、本協約の締結について承認すべきものと全会一致をもつて議決いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 早速日程第二につき採決いたします。本案の委員長長の報告は可決であります。本案を委員長長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)
次に日程第三につき採決いたします。本件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と叫ぶ者あり

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本件は委員長報告の通り承認するに決しました。(拍手)

第四 連合国財産補償法案(内閣提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第四、連合国財産補償法案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。大蔵委員理事西村直己君。

連合国財産補償法案

連合国財産補償法

目次

第一章 総則(第一條―第四條)

第二章 損害額の算定(第五條―第十三條)

第三章 補償金の支拂(第十四條―第十九條)

第四章 連合国財産補償審査会(第二十條)

第五章 雑則(第二十一條―第二十五條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、連合国との間の平和の回復に伴い、連合国又は連合国人が本邦内に有していた財産について戦争の結果生じた損害に対し、補償を行うことを目的とする。

第二條 この法律において「連合国」とは、日本国との平和條約(以下「平和條約」といふ。第二十五條に規定する連合国をいふ。

第三條 この法律において「連合国人」とは、左の各号に掲げるものをいふ。

一 連合国の国籍を有する者

二 連合国の法令に基いて設立された法人その他の団体

三 前号に掲げるものを除く外、營利を目的とする法人その他の団体で、前二号又は本号に掲げるものがその株式又は持分(当該法人その他の団体の役員が有する株式又は持分を除く。)の全部を有するもの

四 第二号に掲げるものを除く外、前三号又は本号に掲げるものが支配する宗教法人その他の營利を目的としない法人その他の団体

五 この法律において「本邦」とは、本邦、北海道、四国、九州その他の平和條約により日本国の主権が回復される地域をいふ。

六 この法律において「戦時特別措置」とは、旧敵産管理法(昭和十六年法律第九十九号)による措置その他の對敵措置であつて、連合国の国籍を有する者の逮捕、拘留若しくは拘禁又は連合国人の財産

の処分若しくは売却その他の日本政府又はその代理機關による公権力の行使として執られた措置をいふ。

七 この法律において「財産」とは、動産、不動産、これらのものの上に存する権利、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、債権、株式、出資に基く権利その他これらに準ずる財産権をいふ。

(定義)

第二條 この法律において「連合国」とは、日本国との平和條約(以下「平和條約」といふ。第二十五條に規定する連合国をいふ。

第三條 この法律において「連合国人」とは、左の各号に掲げるものをいふ。

一 連合国の国籍を有する者

二 連合国の法令に基いて設立された法人その他の団体

三 前号に掲げるものを除く外、營利を目的とする法人その他の団体で、前二号又は本号に掲げるものがその株式又は持分(当該法人その他の団体の役員が有する株式又は持分を除く。)の全部を有するもの

四 第二号に掲げるものを除く外、前三号又は本号に掲げるものが支配する宗教法人その他の營利を目的としない法人その他の団体

五 この法律において「本邦」とは、本邦、北海道、四国、九州その他の平和條約により日本国の主権が回復される地域をいふ。

六 この法律において「戦時特別措置」とは、旧敵産管理法(昭和十六年法律第九十九号)による措置その他の對敵措置であつて、連合国の国籍を有する者の逮捕、拘留若しくは拘禁又は連合国人の財産

の処分若しくは売却その他の日本政府又はその代理機關による公権力の行使として執られた措置をいふ。

七 この法律において「財産」とは、動産、不動産、これらのものの上に存する権利、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、債権、株式、出資に基く権利その他これらに準ずる財産権をいふ。

(補償の原則)

第三條 連合国又は連合国人が昭和十六年十二月八日(以下「開戦時」といふ。)において本邦内に有していた財産について戦争の結果損害が生じたときは、日本政府は、その損害を補償するものとする。但し、連合国人が有していた財産については、当該連合国人が旧敵産管理法により敵国として告示された国に所屬する場合又は当該連合国人が戦時特別措置により逮捕され、拘留され、若しくは拘禁され、若しくはその有していた財産を没収され、処分され、若しくは売却された場合に限る。

第四條 前項に規定する場合を除く外、戦時中本邦内に居住していなかつた個人又は本邦内において業務を行つていなかつた法人である連合国人が開戦時において本邦内に有していた財産について第四條第一

昭和二十六年十一月六日 衆議院會議録第十二号 連合國財産補償法案

一七六

項第一号又は第五号に掲げる損害が生じたときは、日本政府は、その損害を補償するものとする。

3 返還できる状態にある財産について平和條約に規定される期限までに返還の請求がされなかつたときは、その財産について生じた損害は、補償されないものとする。

但し、その期限までに返還の請求がされなかつたことにつき日本政府がやむを得ない事由があると認めたとときは、この限りではない。

4 第一項又は第二項の規定による損害の補償の請求をすることができるときは、連合國である場合を除く外、開戦時及び平和條約の効力発生時において連合國人であるものでなければならぬ。

5 連合國人の財産の承継人が平和條約の効力発生時において連合國人であるときは、その承継人は、第一項又は第二項の規定による損害の補償の請求をすることができ。但し、承継人が損害の生じていた財産を承継した場合においては、その損害についての補償の請求権を当該財産とともに承継したときに限る。

6 前五項の規定は、旧外貨債処理法(昭和十八年法律第六十号)の規定の適用を受けた公債及び社債並びにこれらに係る利子債権については、適用しない。

(損害の範囲及び財産の所在)

第四條 前條第一項に規定する戦争の結果財産について生じた損害は、左の各号に掲げる損害とする。

一 日本國又は日本國と戦争し、若しくは交戦状態にあつた國の戰國行為に基因する損害

二 戰時特別措置その他日本政府又はその代理機關の措置に基因する損害

三 当該財産の管理者又は所持人が相當の注意を怠つたことに基因する損害

四 連合國人が戦争のため当該財産を本邦内において保険に付することができなかつたことに基因する損害

五 連合國占領軍が当該財産を使用した期間中に生じた損害で、連合國占領軍が相當の注意を怠つたこと又は連合國人が当該財産を保険に付することができなかつたことに基因する損害

2 開戦時公海を航行中の日本船舶に船積されてた運送品又は手荷物であつて本邦内に陸揚されたものは、開戦時において本邦内にあつたものとみなす。

第三章 損害額の算定

(有体物の損害)

第五條 有体物で返還されたものについて生じた損害額は、その財産

の返還時の状態を開戦時の状態まで回復するため補償時(第十六條第一項又は第四項の規定により日本政府が補償金を支拂う時をいう。以下同じ。)において必要な金額のうち前條第一項に規定する損害に係る金額とする。

(用役物権及び不動産の賃借権の損害)

第六條 地上権、永小作権、地役権又は不動産の賃借権で、これらの権利の目的物の滅失又は著しい変

更のため返還されなかつたものについて生じた損害額は、これらの権利と同様の権利を本邦内において取得するため補償時において必要な金額とする。

(金銭債権の損害)

第七條 金銭債権について生じた損害額は、戦時特別措置により譲渡され、又は消滅した債権額とする。

更のため返還されなかつたものについて生じた損害額は、これらの権利と同様の権利を本邦内において取得するため補償時において必要な金額とする。

(金銭債権の損害)

第七條 金銭債権について生じた損害額は、戦時特別措置により譲渡され、又は消滅した債権額とする。

2 金銭債権を担保する抵当権、質権、留置権若しくは先取特権が戦時特別措置により消滅した場合又はこれらの権利の目的物が戦争の結果滅失又は損じた場合における金銭債権について生じた損害額は、これらの権利の消滅又はその目的物の滅失若しくは損により債権者が弁済を受けることができなくなつた額とする。

(公債等の損害)

第八條 戦時特別措置の適用を受けた公債、社債、特別の法律により法人の発行した債券又は外国若しくは外国法人の発行する公債若しくは社債(以下「公債等」という。)で返還されなかつたもののうち補償時までに償還期限が到来しているものについて生じた損害額は、その公債等の元本の額とその公債等に附屬していた利の額との合計額とする。

2 返還されなかつた公債等で補償

時までに償還期限が到来していな

いものについて生じた損害額は、

その公債等の補償時における時価

と補償時までに支拂期限の到来し

ている利の額との合計額とする。

(工業所有権の損害)

第九條 専用権(旧工業所有権戦時法(大正六年法律第二十一号)第五條の規定により専用することの免許を受けた者の権利をいう。以下同じ。)を設定された特許発明に係る特許権(連合國人工業所有権戦後措置令(昭和二十四年政令第三百九号)第五條の規定により同條に規定する期間中におけるその特許発明の実施又は特許権の消滅に対する報酬又は損害賠償の請求権が放棄されたものを除く。)について生じた損害額は、その専用権者がその特許権の存続期間中その特許発明を実施した場合において支拂うべきであつた特許実施料に相當する金額からその特許権者が日本政府に対し納付すべきであつた特許料に相當する金額を差し引いた金額とする。

2 戦時特別措置によつて取り消され、又は特許権者である連合國人の自由な意思に基かないで譲渡された特許権(連合國人工業所有権戦後措置令第五條の規定により同條に規定する期間中におけるその特許発明の実施又は特許権の消滅

に對する報酬又は損害賠償の請求権が放棄されたものを除く。)について生じた損害額は、その特許権が存続すべき期間中に、その特許発明を実施した者が支拂うべきものであつた特許実施料に相当する金額から同期間中にその特許権者が日本政府に對し納付すべきであつた特許料に相当する金額を差し引いた金額とする。

3 特許料の不納又は存続期間の満了によつて消滅した特許権(連合国人工業所有権後援會第五條の規定により同條に規定する期間中におけるその特許発明の実施又は特許権の消滅に對する報酬又は損害賠償の請求権が放棄されたものを除く。)について生じた損害額は、その特許料が納付され、又はその特許権の存続期間の延長を申請されていたならばその特許権が存続すべき期間中にその特許発明を実施した者が支拂うべきであつた特許実施料に相当する金額から同期間中にその特許権者が日本政府に對し納付すべきであつた特許料に相当する金額を差し引いた金額とする。

4 前三項の規定において、特許発明を実施した者がその実施した特許発明につき支拂うべきであつた特許実施料は、その特許権について開戦時において実施契約が存していたときは、その実施契約に定

められていた特許実施料、開戦時において実施契約が存していなかつたときは、その特許権と類似の特許権について開戦時において存していた実施契約に定められていた特許実施料の計算方法に準じて算出する。

5 前項に規定する実施契約中に特許権者が実施権者に對し履行すべき義務又は実施権者が特許権者から受けることができる利益について定があるときは、第一項から第三項までに規定する期間中その義務が履行されず、又はその利益を受けることができなかつたことにより特許発明を実施した者が受けた不利益を参し、やゝして、その者が支拂うべき特許実施料を計算することができる。

6 第二項から前項までの規定は、実用新案權及び意匠權について準用する。

(商標權の損害)

第十條 戦時特別措置による取消又は存続期間の満了によつて消滅した商標權について生じた損害額は、その商標を使用した者がその商標を使用したことによつて受けた利益に相当する金額とその商標の信用を開戦時の状態に回復するため補償時において必要な金額との合計額とする。

(株式の損害)

第十一條 第二條第二項第二号及び第三号に掲げるもの以外の会社の株式について生じた損害額は、当該株式の発行会社について第十二條の規定により計算した損害額に、開戦時における当該会社の拂込済資本の額に對し連合国人が開戦時において有していた当該会社の株式の拂込済株金額が有する割合を乗じて得た金額とする。

2 返還前に残余財産の分配が行われた会社の株式について生じた損害額は、返還時前の分配額に相当する金額を前項の金額に加算した金額とする。

(会社の損害額の計算)

第十二條 会社の損害額は、開戦時において当該会社が本邦内に所有していた財産について生じた第四條第一項に規定する損害額を第五條から前條までの規定に準じて算出した金額から左に掲げる金額を差し引いた金額とする。

一 会社が企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十号)又は金融機關再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)に規定する特別損失又は確定損を生じたものである場合において、当該特別損失又は確定損が債務の切捨てによつて補てんされたときは、その切り捨てられた債務のうち

会社が開戦時において有していたものの額

二 会社が戦争の結果受けた損害を補てんするため減資した場合において、連合国人以外の株主の拂込によつてその資本を補充したときは、その補充した金額

三 会社が開戦時において有していなかつた財産で補償時において有しているものの時価がその取得価額をこえるときは、その超過額

(合併した会社等の株式の損害額)

第十三條 開戦時後株式の発行会社が合併し、又は分割した場合における株式の損害額は、前二條の規定の例に準じて計算するものとする。

第三章 補償金の支拂

(補償金額)

第十四條 第三條第四項又は第五項の規定により日本政府に對し補償を請求することができる者(以下「請求権者」という。)に支拂われる補償金額は、前章の規定により算出された損害額から左の各号に掲げる金額を差し引いた金額とする。

一 日本銀行が管理する特殊財産管理勘定に属していた資金のうち、請求権者又はその代理人によつて引き出された金額
二 請求権者が開戦時において有

していた財産又はその果実によつて戦時特別措置として弁済された当該請求権者が開戦時において有していた債務の額

三 返還された財産が返還時において開戦時よりも価値が増加していた場合において、返還を受けた者がその価値増加分の除去を要求しなかつたときは、補償時におけるその価値増加分の価値に相当する金額

(補償請求の方法及び期限)

第十五條 請求権者は、その所屬する国の政府を経てその国と日本国との間の平和條約の効力発生時から十八月以内に、日本政府に對し、補償金支拂請求書を提出しなければならぬ。

2 前項に規定する補償金支拂請求書には、請求権者が第三條第四項又は第五項の規定により補償の請求をすることができるものであること及び請求する補償の内容を明らかにした書類を添附しなければならない。

3 請求権者が第一項に規定する期間内に補償金支拂請求書を提出しないときは、その請求権者は、補償金の支拂請求権を放棄したものとみなす。

(補償金額の支拂)

第十六條 日本政府は、前條第一項の規定により補償金支拂請求書が

昭和二十六年十一月六日 衆議院會議録第十二号 連合国財産補償法案

請求権者から提出されたときは、これを審査し、その請求金額を支拂うべきものであると認めるときは、遅滞なく、その金額を請求権者に支拂わなければならない。

2 日本政府は、補償金支拂請求書を審査した結果、その請求金額が請求権者に支拂うべき金額と異なることを認めるときは、支拂うべきであると認めた金額を請求権者に通知しなければならない。

3 請求権者は、前項の規定により通知された金額に異議がないときは、その金額の支拂を日本政府に対し請求することができる。

4 日本政府は、前項の規定により同項の金額の支拂を請求されたときは、遅滞なく、その金額を請求権者に支拂わなければならない。

(補償金の円貨による支拂)

第十七條 前條の規定により支拂うべき補償金は、本邦内において円貨で支拂われるものとし、その受領者による外国向送金については、外国為替に関する法令に従うものとする。

2 日本政府は、第七條から第九條までに規定する金銭債権、公債等又は特許実施料が円貨以外の通貨(以下本項において「外貨」という。)により表示され、外貨により支拂われるべきものである場合又は円貨で表示されているが特約を

もつて確定換算率により換算された外貨で支拂われるべきものと定められている場合においては、補償金の外貨による支拂を承認するものとし、日本の為替状態の許す最もすみやかな時期において、外国為替に関する法令の規定に従い、請求権者が補償金の外貨による支拂を受けることができるようにしなければならない。

3 前項の場合において、請求権者が補償金の円貨による支拂を承認したときは、日本政府は、その補償金を補償時の公定外国為替相場により換算した円貨で支拂うことができる。

(補償金に対する異議)

第十八條 請求権者は、第十六條第二項の規定により通知された金額に異議があるときは、同項の通知を受けた日後三月以内に、第二十條に規定する連合国財産補償審査会に再審査を請求することができる。

2 請求権者は、連合国財産補償審査会に対し、自ら同審査会に出頭して意見を陳述すること又は代理人を同審査会に出頭させて意見を陳述させることを請求することができる。

3 前二項の規定は、日本政府と当該請求権者の所屬する国の政府との間に特別の協定がある場合には適用しない。

(一) 会計年度における補償金の支拂の限度)

第十九條 日本政府は、支拂うべき補償金額の合計額が会計年度において百億円を超過するときは、その超過額に相当する補償金は、翌会計年度において支拂うものとする。

第四章 連合国財産補償審査会

第二十條 日本政府は、第十八條の規定に基づく再審査の請求を審査させるため、大蔵省に連合国財産補償審査会を置く。

2 連合国財産補償審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雜則

(課税上の特例)

第二十一條 この法律により連合国人が受領する補償金には、租税を課することができない。

2 この法律により連合国人が受領する補償金については、当該連合国人に対し租税を課することができない。

(書類の提供)

第二十二條 請求権者は、補償金を請求するため必要がある場合においては、その請求権の立証のために必要な本邦内にある書類の写を提供すべきことをその所屬する国の

政府を経て、日本政府に対し請求することができる。

2 日本政府は、前項の請求があつたときは、その請求に係る書類の写を無償で請求権者に提供しなければならない。

(費用の支拂)

第二十三條 請求権者は、その請求権の立証のために必要な費用を本邦内で支出したときは、その所屬する国の政府を経て、日本政府に対しその支出した金額に相当する金額の支拂を請求することができる。

2 日本政府は、前項の請求があつた場合において、その金額が合理的なものと認めるときは、その請求に係る金額を請求権者に支拂わなければならない。

(報告等の徴収)

第二十四條 日本政府は、連合国人の財産について生じた損害額の調査に關し必要があると認めるときは、その必要の範囲内において、その財産について権利若しくは義務を有していた者又は有している者で請求権者以外のものから報告又は資料を徴収することができる。

(実施規定)

第二十五條 この法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

連合国財産補償法案(内閣提出)に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔西村直己君發端〕

○西村直己君 たいまつ議題となりました連合国財産補償法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果につき概略報告申し上げます。

この法律案は、平和條約第十五條の規定に基づき、連合国または連合国人が開戦時日本国内に有していた財産について、戦争の結果生じた損害の補償を行うために必要な事項を規定するものであります。

内容を概略申し上げますと、第一は補償の原則に關する規定でありまして、補償を受ける主体、補償の対象となる財産及び損害の原因等について種々の制限規定を設けております。第二は損害額の算定に關する規定でありまして、原則としては財産を開戦時の状態に回復するために必要な金額によることになっております。第三は補償金の支拂い方法に關する規定であります。補償請求権者は、平和條約の効力発生のときから十八箇月以内に、日本政府に対し請求を行わなければならないこととなっております。この期間内に請求しないときは、請求権は放棄したものとみなされるのであります。また補償金の支拂いは原則として円貨でされることとし、またわが国の財政状態及び為替状態を考慮して、補償金の

支拂い限度は一會計年度百億円を限度
としたしておるのであります。

この法律案は、十月二十二日、本委
員会に付託され、二十四日政府より提
案理由の説明を聴取し、二十五日より
数回にわたつて慎重審議いたされまし
た。

特に重要な論議の対象の第一点
は、この法律と平和條約第十五條との
關係についてでありまして、この法案

の国会における審議権は平和條約第十
五條によつて拘束されるものかどうか
との質疑がありました。これに對しま

して、法務總裁より、法律上の問題と
しては国会が自由に修正する権限があ
るが、條約の趣旨に反する修正を行つ

ても條約上の義務を免れるわけではな
く、從つて條約を承認すれば、これと
相表裏する、一体となる法律案に對し

て、国会の意思が二つにわかれるとい
うことは考えられないという旨の答弁
がございました。

次に、今回の平和條約はいわゆる和
解と信賴に基づく條約であるといわれ
るが、本法律案によつて連合国の戰闘行
為による損害までも補償しなければな
らない理由いかんとの質疑がありまし

を得ないと考えられるとの答弁があり
ました。

三十日質疑を打ち切りまして、十一
月五日討論に入りまして、ところ、共産
党を代表して深澤義守、社会党第二十
三控室を代表して上林委員はそれ〴〵反

對の旨討論されました。次いで採決の
結果、起立多数をもつて本案は原案の
通り可決いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

〇副議長(岩本信行君) 討論の通告が
あります。これを許します。深澤義守
君。

(深澤義守君登壇)

〇深澤義守君 ただいま上程されまし
た連合国財産補償法案に對しまして、
日本共産党は反對するものでありま
す。

本法案は、昭和十六年十二月八日、
すなわち開戦時に本邦内に有してい
た連合国及び連合国人の財産について、
戰爭の結果生じた損害を日本政府が補

償することを目的とするものでありま
す。

これに對して反對の第一の理由は、
本法案は、吉田内閣が議和會議に臨む
に先だちまして、一九五一年七月十三
日の閣議で決定をいたしました、平和
條約第十五條(a)項に挿入いたしまし
て、本法案の定める條件よりも不利で
ない條件で連合国財産の補償をするこ

は、憲法七十三條によつて、サンフラ
ンシスコにおいて調印して、その事後
に国会の承認を求めておるのでありま

す。從つて国会が完全に承認を與える
までの行為は一切内閣の責任であるの
であります。そこで、本法案は、本来
ならば国会の議決を経て初めて平和條

約に挿入することが當然であるにもか
かわらず、国会の議決を経ずして平和
條約に挿入して、連合国に有利に、す

なわち日本国に不利に修正することは
できるが、連合国に不利に、すなわち
日本にとつては有利に修正することは

できないと、あらかじめ国会の立法權
を制限しておるのであります。これは
明らかに行政府の立法府に對するところ

の越權行為であり、国会の立法權を
制限するところの違憲行為であるとい
わなければならぬのであります。

(拍手) 国会が最高の立法機關として、
不可侵の立場を憲法によつて保障され
ておるのは、國民によつて選ばれ、國
民の利益に奉仕することを使命とする
からであります。ここに民主主義の大

本があるといわなければなりません。
しかるに吉田内閣は、本法案を、平和條
約の中に、国会の議決を経ずして挿入

いたしました、国会を、連合国財産の
補償について、もつぱら連合国の有利
になるように、日本國民にとつて不利

になるように奉仕させられる立場に置
いたことは、国会の權威と使命とを無
視したものであるといわなければなり

ません。明らかに民主主義の蹂躪であ
ります。

先日の大蔵委員会におきまして、こ
の点に疑問を持つて質問をいたしまし
た民主党内閣委員と私の質問に對し

て、大橋法務總裁は、国会の審議權を
何ら制限するものではないが、しかし
国会が本法案によつて連合国に不利

に、日本に有利に修正したとしても、
それは對外的には何ら効力がない結果
となるのであるから、そのような修正
は無意義である旨の答弁をされておる
ことによつても、わが国会がいかに無

力な、かかし同然の存在になつておる
ということが明らかであります。

第二の反對の点は、本法案の審議に
あたりまして、政府はただ一片の表を
参考資料として提出しただけでありま

す。漠然と建物が十六億、動産が八十
七億、株式が百十四億、預金が一億、
債權が五千万円、工業所有權が五十

億、合計二百六十九億が補償の對象に
なることが予想されておるといふこと
だけが明らかになつたのであります。

ただが明らかになつたのであります。
私は國民も國會も十分納得し得る具体
的資料の提出を求めたのであります。

そうして夏堀大蔵委員長を通じて政府
に交渉したのであります。政府は具
体的な資料の提出を遂に拒否したので

あります。昭和十六年以來の敵産處理
の問題及び戰時特別措置がいかに連合
国財産に行われておるか、どの程度の
損害を與えたか、終戦後それがいかよ

うになつていくかといふことを具体的
に國會と國民の前に明らかにするとい
ふことが政府の責任であるとわれわ

れは考えるのであります。(その通り
拍手) しかるに、ただ一片の表だけ
で、これだけの莫大な、これだけ重大

な問題を解決しようとしておるところ
に、國民とともにわれ〴〵は深い疑惑
を抱かなければならぬ問題が伏在し

ておると考えるのであります。これが
第二の反對の理由であります。

第三の点は、本法案の補償の大部分
が米英の大国の關係であります。補償
の具体的な内容を國民と國會の前に隠

蔽して、この大国の分のみを優先的に
補償することを急ぐ根拠が一体どこに
あります。大東亞戰爭によつて日本

が最も迷惑をかけたのはアジアの諸國
ではありませんか。この諸國に對する
ところの賠償問題が何ら具体的に、友
好的に処置されていらないものにかか
らず、米英の大国のみの利益に奉仕す
ることに汲々たるところの態度は、日
本をアジアの孤兒にする結果となるの
であります。口を開けば敗戦國だから
といつて米英に屈服するところの卑屈
なる事大主義は、決して國家の前途に
希望と再建の道を開くものではありません。
今こそわれ〴〵は民族自決の独
自性を発揮いたしまして、民族解放の
大道を開くべきときであると考えるの
であります。アジアの諸國は、今、歐
米の介入は政治的であるとあるいは経済

的たるとこれを排除するといふ毅然たる民族的自覚の上に立つて立ち上つておるのであります。われ／＼は、本法案が米英にのみ屈従するところの卑屈なる根性の現われであるという立場から反対するのであります。

第四の反対の点は、本法案の補償の根拠に、交戦国の戦闘行為による被害の一切をわが国が補償しなければならぬといふことがあります。戦時中国家の意思によつて行つた敵産処理や、あるいは戦時特別措置等によつて與へられたところの損害を補償することについては何ら困難すべきではないのであります。戦時中アメリカ空軍の爆撃によりまして受けたところ

の被害の一切をわが国が補償しなければならぬといふことは、あまりに苛酷に過ぎるとわれ／＼は考えるのであります。イタリアの平和条約ですら損害補償必要額の三分の二を補償させることになつてゐることと比較いたしまして、あまりに苛酷に過ぎることは明らかであります。

吉田総理が和解と信頼の講和であるといつて欣然として調印して歸つて参りました平和条約のわずかの一部分であるこの連合国財産補償の問題だけを見ましても、国会の立法権を無視したものであり、国会と国民に具体的に何らの発表もできない疑惑に包まれたものであり、東亞の諸国との善隣友好を阻害するものであり、懲罰的なイタリア

の平和条約よりもなお苛酷なものであるといふことが明らかになるのであります。これが和解と信頼の本質であるわれ／＼は主張しなければなりません。この意味において、わが党は断じて本法案に反対するものであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 上林與市郎君。

〔上林與市郎君登壇〕
○上林與市郎君 私は、日本社会党第二十三支部を代表いたしましたして、ただいま議題となつた連合国財産補償法案に對しまして、簡単に反対の理由を述べたいと存じます。

われ／＼は、過去において不幸にしてわれ／＼と干戈を交へ、損害を與へました連合国の財産を補償することそれ自体に反対するものではなく、それは根本的には支拂うべきものであると考えるのであります。しかしながら、中国、すなわち中共、國府の問題が解決されてゐない今日、また連合国財産補償の範圍に入つておるかどうかも判明しておらない今日、賠償の金額もまだ不明であり、しかも日本の負担能力についても不明である今日において、連合国財産補償のみを法律化することについてはわれ／＼は反対するものであります。(拍手)

日本は、かつて十年前に、まづたぐ愚かなる帝國主義侵略戦争を起しまして、連合国人の人命と財産に莫大な損害を與へたのであります。われ／＼が中国、フィリピン等、アジア諸國に與へた人的、物的損害はきつめて大きいものがあることは、いまさら申し上げるまでもございません。それゆゑに、賠償や連合国人の財産補償支拂いそのものについてはわれ／＼として反対するものではなく、わが國の国力の限度内において、できる限りの誠意をもつてこれが支拂ひの義務を負うものであることは、先ほど申し上げました通りであります。しかしながら、サソフランシスコの講和條約には、約十數年にわたつてわれ／＼が最も大きな損害を與へました中國が不当にも含まれてゐないために、賠償にしましても、連合国人の財産補償にしましても、今これを日本で法律化したといつたしましても、本来の趣旨、目的は少しも徹底しないおそれがきつめて大であるのであります。しかも、賠償にしましても、財産補償にしましても、またその金額が最終的にはきまつてゐない今日、しかもわが國が経済自立をはかるために精一ぱいの経済状態において、國際的支拂ひの緩急順序をきめなければならぬ今日におきまして、主として英米等西歐各國の商社の財産のみを優先的に支拂ふごときは、國際的にも好ましくない印象を與へることは當然でありましよう。

この意味合いからいつても、この法律案は時期尚早といふばかりでなく、國際信用を高めるところか、かえつて國際的信用について逆効果のおそれがあると思ふ。われ／＼は、政府の英米資本への國際信用をつなぎとめることに汲々とするがごとき趣旨のこの法案に反対するものであります。

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

本日はこれにて散會いたします。
午後三時二十九分散會

出席國務大臣

農林大臣 根本龍太郎君
田務大臣 益谷 秀次君

出席政府委員

内閣官房長官 岡崎 勝男君
外務政務次官 草葉 隆圓君
外務省政務局長 島津 久次君
大藏政務次官 西川甚五郎君

朗読を省略した報告

一、去る一日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。
保健補助産婦看護婦法等の一部を改正する法律

一、去る一日林議長は吉田内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

運輸大臣官房長 荒木茂久二
經濟安定本部 平井富三郎
總裁官房長
經濟安定本部 近藤 正文
經濟安定本部 前谷 重夫
民生局長
財政金融局長 阪田 泰二
經濟安定本部 板垣 修
貿易局長

一、去る二日国会は日本國憲法第八條の規定による議決をなし、内閣に送付し、その旨參議院に通知した。
一、吉田内閣總理大臣から林議長宛、去る一日議長において承認した荒木茂久二外五名を去る二日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨五日、内閣總理大臣から、証券取引委員會委員長に島居庄蔵君を任命したので証券取引法第六十六條の規定により本院の同意を得たい旨の要請書を受領した。

一、昨五日林議長は吉田内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

國家地方警察本部警務部長 中川 淳
大藏省主計局司計課長 平井 平治
大藏省主計局法規課長 佐藤 一郎
大藏省理財局長 酒井 俊彦
官房人事部長 山岸 重孝
官房人事部長

一八

昭和二十六年十一月六日 衆議院會議録第十二号 議長の報告

一、去る一日参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

保健婦助産婦看護婦法等の一部を改正する法律案

一、去る二日議員から提出した議案は次の通りである。

主食統制撤廃反対に関する決議案
(井上良二君外二十五名提出)

一、去る二日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。

未復員者給與法等の一部を改正する法律案

一、去る二日委員会に付託された議案は次の通りである。

未復員者給與法等の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第二号)

大蔵委員会 付託

一、去る二日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

日本国憲法第八條の規定による議決案

衆議院會議録第十一号中正誤

頁 段 行 誤 正
二五 二八 小の 少の

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十 円

發行所
東京都新宿区市谷本町一五
電話九段四二一
郵便番号一六〇〇〇